

社会福祉法人ユタカ福祉会 高齢者・障がい者虐待防止に関する指針

1. 基本的な考え方

当法人では、高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、高齢者及び障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者・障がい者虐待の防止とともに、早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する行為のいずれも行いません。

2. 高齢者・障がい者虐待の定義

高齢者及び障がい者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、身体、財産が損なわれるような状態のことをいいます。

(1) 高齢者虐待

- ①養護者による虐待
- ②養介護施設従事者等による虐待

(2) 障がい者虐待

- ①養護者による虐待
- ②障がい者福祉施設従事者による虐待
- ③使用者による虐待

3. 虐待の類型

(1) 身体的虐待

高齢者・障がい者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放置

高齢者・障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

(3) 心理的虐待

高齢者・障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応。その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者・障がい者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者・障がい者を養護するもの又は高齢者・障がい者の親族が財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

4. 虐待防止体制

本指針による役割を明確にするために虐待防止責任者と虐待防止担当者を設置し、理事長を虐待防止責任者、事業所の施設長・管理者・リーダーを虐待防止担当者とします。

(1) 虐待防止委員会について

本委員会の委員長を理事長とし、委員は各事業所の施設長・管理者等とします。頻度については年2回以上開催します。ただし、入居施設については、施設長を委員長、介護・看護職員、相談員、計画作成担当者等を委員として開催します。また、身体拘束適正化委員会と一体的に運営する場合があります。

(2) 虐待防止のための職員研修について

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、虐待防止委員会及び虐待防止担当者が中心となって開催していきます。また、頻度については年1回以上（入所施設については年2回以上）で新規採用者は入職時に研修を受けます。

5. 虐待（疑いも含む）<以下、「虐待等」という。>発生時の対応の基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に務めます。また、緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、高齢者・障がい者の生命の安全を最優先に対応します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 養護者による高齢者・障がい者虐待の場合

高齢者・障がい者の居住地の窓口（区役所・地域包括支援センター（高齢者）障がい者基幹相談支援センター（障がい者））、に相談・通報しその指示に従います。また、必要に応じて、高齢者・障がい者の保護や虐待等の解消に向けての協力を速やかに行います。

(2) 養介護施設従事者等及び障がい者福祉施設従事者等による虐待の場合

①職員等が虐待等を発見した場合は速やかに虐待防止担当者もしくは虐待防止責任者に報告します。

②担当者及び責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人への確認や関係者から事情を確認します。

③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合は、当人に対して速やかに改善を求め、厳粛に対応し、市町村窓口に報告します。また、ご家族等にも経緯等を丁寧に説明します。

④事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。また、市町村窓口・ご家族等に対しても顛末を含めて報告します。

7. 成年後見制度の利用支援について

利用者又はそのご家族に対して、必要に応じて成年後見制度について説明をし、その求めに対して、相談窓口（社会福祉協議会・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター等）を案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法について

- (1) 虐待等の相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情受付責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について」の事項に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針はいつでも閲覧できるように事業所内に文章の掲示及び当法人ホームページにて公表します。

10. その他虐待防止の推進について

行政や地域包括支援センターなどの外部機関の開催する虐待防止に関する研修会には積極的に参画し、高齢者・障がい者権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

社会福祉法人ユタカ福祉会 虐待防止委員会 運用指針

1. 委員会の目的

虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とします。

2. 委員会委員の選出

- (1) 委員長は、虐待防止責任者とします。
- (2) 副委員長は、委員長による推薦にて決定します。
- (3) 委員は、虐待防止担当者を兼務し別表の通りとします。
- (4) 委員には、必要のある場合に法人役員、苦情解決第三者委員を加えることができます。

3. 委員会の開催

- (1) 委員会は、年2回以上開催します。
- (2) 虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催します。
- (3) 法人事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催します。
- (4) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催します。

4. 委員会の実施

- (1) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していくます。
- (2) 「虐待発見チェックリスト」に従い、必要あるごとに調査を実施します。
- (3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告します。
- (4) 虐待防止委員会と虐待防止担当者は日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上（入居施設は年2回以上）行うこととします。
- (5) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととします。

5. 委員会の責務

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければなりません。
- (2) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、

指導することとします。

- (3) 事故・苦情等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会にて対応します。
- (4) 委員会は、その他の各委員会・法人内会議とも連携をとり虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会・法人内会議と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策・改善及び再発防止を図るものとします。

別表

社会福祉法人ユタカ福祉会 虐待防止委員会

	部署	職種	役職・氏名
委員長	法人本部	理事長	理事長 辰己 祐剛 (虐待防止責任者)
副委員	法人本部	看護職	本部長 辰己 悅子 (虐待防止担当者)
委員	喜連西デイサービス	介護職	管理者 大西 光信 (虐待防止担当者)
委員	和みデイサービス	介護職	リーダー 安部 真子 (虐待防止担当者)
委員	小規模多機能型居宅介護施設ゆたか	ケアマネ	管理者 増田 恵子 (虐待防止担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (訪問介護・訪問型サービス)	介護職	管理者 田渕 奈緒 (虐待防止担当者)
委員	介護付有料老人ホームゆたか	相談員	管理者 上高 光夫 (虐待防止担当者)
委員	喜連西ケアプランセンター	ケアマネ	管理者 河越 陽子 (虐待防止担当者)
委員	喜連地域包括支援センター	相談員	管理者 松岡 陽介 (虐待防止担当者)
委員	障がい者相談支援センターゆたか	相談員	管理者 田渕 奈緒 (虐待防止担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (居宅介護・重度訪問介護)	介護職	管理者 田渕 奈緒 (虐待防止担当者)
第三者 委員			碓井 節子 (苦情解決第三者委員)
第三者 委員			今西 基之 (苦情解決第三者委員)

※虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

※第三者委員は、被虐待者及び家族、通報者からの同意に基づき介入する。

虐待の類型

1. 身体的虐待

- (1) 暴力的行為で、痛みを与えること、身体にあざや外傷を与える行為。
 - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。など
- (2) 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
 - ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
 - ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など
- (3) 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えること、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
 - ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
 - ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など
- (4) 身体拘束及び外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
 - ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。）。
 - ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れないと。

2. 介護・世話の放棄・放任

- (1) 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること。
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
 - ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
 - ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境で生活させる。など
- (2) 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者・障がい者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
 - ・徘徊や病気の状態を放置する。
 - ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
 - ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など
- (3) 同居人等による同様の行為を放置する。
 - ・孫や兄弟の暴力や暴言行為を放置する。など

3. 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。
- ・仕事上のミスから暴力や暴言をうける。 など

4. 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・自慰行為を見せる。 など

5. 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。
- ・決められた賃金の支払いをしない。 など

虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合には「サイン」として、以下の項目が当てはまる。複数該当すれば虐待の可能性が高くなります。

【身体的虐待のサイン】

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- 大腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れがみられる。
- 回復状態が様々な段階の傷、あざがある。
- 頭、顔、頭皮等に傷がある。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 主治医や保健・福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

【ネグレクト(介護等日常生活上の世話を放棄・拒否・怠慢)のサイン】

- 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い。
- 汚れたままの下着を身につけるようになる。
- かなりひどい床ずれが出来ている。
- 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- 適度な食事を準備されていない。
- 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない。

【心理的虐待のサイン】

- かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
- 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
- 身体を委縮させる。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食・拒食)が見られる。
- 自傷行為が見られる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

【性的虐待のサイン】

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- 人目を避けるようになり、多くの時間をひとりで過ごすことが増える。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- 睡眠障害がある。
- 通常の生活行動に不自然な変化が見られる。

【経済的虐待のサイン】

- 年金や財産収入等があることが明白なのにも関わらず、お金が無いと訴える。
- 自由に使えるお金が無いと訴える。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しい。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える。

【セルフネグレクト(自己放任)のサイン】

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気・ガス・水道が止められていたり、新聞・テレビの受信料・家賃等の支払いを滞納している。
- 薬や届けた物がそのまま放置されている。
- 物事や自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
- 何を聞いても「いいよ」と言って遠慮し、あきらめの態度が見られる。
- 室内や住居の外にゴミがあふれていったり、異臭・虫がわいている状態である。

【介護者の態度に見られるサイン】

- 高齢者・障がい者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
- 高齢者・障がい者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる。
- 高齢者・障がい者の健康や疾患に興味や关心が無く、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 高齢者・障がい者に対して、過度に乱暴な口のきき方をする。
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者・障がい者に対してお金をかけようとい。
- 保健・福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

附則

この指針は、令和5年 4月 1日より施行する。